

## **[事案 27-134] 契約解除取消請求**

・平成 28 年 1 月 20 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の告知妨害を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと、給付金等の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 9 月に契約した医療保険およびがん保険について、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

(1) 契約の勧誘時に、募集人に対して、健康診断の結果が要検査であり、病院で検査したこと、P S A の数値について、医師からは「この数値は上がり下がりがあるから、様子を見ましょう。来年必ず検査を受けて下さい」と言われていることを伝えたくて、契約に加入できるか質問したところ、募集人から、「がんとは言われていませんよね」と尋ねられ、「言われていません」と返答すると、「入れます」との回答であった。

(2) そこで、告知事項に、「いいえ」と回答したが、これは募集人の告知妨害である。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、申立人から、P S A の数値や、医師から再検査を指示されていることは聞いておらず、申立人が主張するようなやり取りがなされたことはないため、募集人に告知妨害はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人に不適切な行為があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社による告知義務違反を理由とする契約の解除および給付金等の不支給は正当である。しかしながら、保険会社より、和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。